

消費税率引上げに伴い水道料金ご請求金額が変更となります

- 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」により、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%へ上げられます。
- 消費税率10%への引上げに伴い、水道料金ご請求金額の消費税相当額が変更となりますのでご注意ください。

【新税率の適用年月日】

令和元年10月1日

【消費税率に関する経過措置】

令和元年9月30日以前から継続して水道をご使用されている方の水道料金は次のとおりとなります。

- (i) 10月検針分の料金は、旧税率（8%）が適用されます。
- (ii) 11月検針分の料金は、新税率（10%）が適用されます。

検針月	令和元年				
	8月	9月	10月	11月	12月
(i) 10月検針分 (8%)		検針 → 継続使用	検針		
(ii) 11月検針分 (10%)		検針	検針 → 継続使用	検針	